

岸本町・溝口町合併協議会 第19回会議

日時 平成16年6月30日(水)午後1時から

場所 溝口町中央公民館 大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

- (1) 平成15年度岸本町・溝口町合併協議会歳入歳出決算について・・・4
- (2) 平成15年度岸本町・溝口町合併協議会事業実績について・・・11
- (3) 平成16年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)について・・・18
- (4) 協議項目12 一般職の職員の身分の取り扱いについて・・・20
- (5) 協議項目17 使用料、手数料等の取り扱いについて・・・21
- (6) 協議項目18 補助金、交付金等の取り扱いについて・・・22
- (7) 協議項目20 諮問機関の取り扱いについて・・・23
- (8) 協議項目25-1 各種事務事業の取り扱い(財政事務)について・・・24
- (9) 協議項目25-2 各種事務事業の取り扱い(消防防災関係事業)について・・・25
- (10) 協議項目25-3 各種事務事業の取り扱い(公共交通事業)について・・・26
- (11) 協議項目25-8 各種事務事業の取り扱い(情報通信事業)について・・・27
- (12) 協議項目25-14 各種事務事業の取り扱い(医療費助成)について・・・28
- (13) 協議項目25-17 各種事務事業の取り扱い(老人保健事業)について・・・29
- (14) 協議項目25-18 各種事務事業の取り扱い(高齢者福祉事業)について・・・30
- (15) 協議項目25-21 各種事務事業の取り扱い(障害者福祉事業)について・・・31
- (16) 協議項目25-23 各種事務事業の取り扱い(社会福祉協議会)について・・・32
- (17) 協議項目25-24 各種事務事業の取り扱い(環境対策事業)について・・・33
- (18) 協議項目25-29 各種事務事業の取り扱い(上水道事業)について・・・34
- (19) 協議項目25-30 各種事務事業の取り扱い(下水道事業)について・・・35
- (20) 協議項目25-34 各種事務事業の取り扱い(観光事業)について・・・36
- (21) 協議項目25-42 各種事務事業の取り扱い(その他)について・・・37

4. 提案事項

- (1) 協議項目2 合併の期日について(再提案)・・・38
- (2) 協議項目17 使用料、手数料等の取り扱いについて・・・39
- (3) 協議項目18 補助金、交付金等の取り扱いについて・・・40
- (4) 協議項目25-31 各種事務事業の取り扱い(土木事業)について・・・41
- (5) 協議項目25-37 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)について・・・42
- (6) 協議項目25-38 各種事務事業の取り扱い(学校給食事業)について・・・43
- (7) 協議項目25-39 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)について・・・44
- (8) 協議項目25-41 各種事務事業の取り扱い(文化振興事業)について・・・45

5. その他

- (1) 次回開催日について

(案) 7月23日(金)午後2時から 岸本町農村環境改善センター
6. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
		25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分の取り扱い	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金等の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

協議第 1 号

平成 1 5 年度 岸本町・溝口町合併協議会歳入歳出決算について

平成 1 5 年度岸本町・溝口町合併協議会歳入歳出決算について別添のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		27,704,000	27,704,000	27,704,000	0	0	0
	1 負担金	27,704,000	27,704,000	27,704,000	0	0	0
2 諸収入		1,000	144	144	0	0	856
	1 諸収入	1,000	144	144	0	0	856
歳入合計		27,705,000	27,704,144	27,704,144	0	0	856

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業運営費		27,621,000	25,265,806	2,355,194	0	2,355,194
	1 会議費	3,502,800	3,362,922	139,878	0	139,878
	2 事務局費	14,254,200	13,849,273	404,927	0	404,927
	3 事業推進費	9,864,000	8,053,611	1,810,389	0	1,810,389
2 予備費		84,000	0	84,000	0	84,000
	1 予備費	84,000	0	84,000	0	84,000
歳出合計		27,705,000	25,265,806	2,439,194	0	2,439,194

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会歳入決算事項別明細書

歳入

款	項	目	予 算 現 計 額				節 区 分	金額	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
			当 初 予算額	補 正 予算額	計	市町村負担金							
1 負担金			27,000,000	704,000	27,704,000			27,704,000	27,704,000	0	0		
	1 負担金		27,000,000	704,000	27,704,000			27,704,000	27,704,000	0	0		
		1 負担金	27,000,000	704,000	27,704,000			27,704,000	27,704,000	0	0		
2 諸収入						市町村負担金	27,704,000						
			1,000	0	1,000			144	144	0	0		
	1 諸収入		1,000	0	1,000			144	144	0	0		
		1 諸収入	1,000	0	1,000			144	144	0	0		
歳 入 合 計						諸収入	1,000						
			27,001,000	704,000	27,705,000			27,704,144	27,704,144	0	0		

(単位:円)

歳出

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 計 額						支 出 済 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	節						
							区 分	金 額					
1 事 業 運 営 費			27,001,000	814,000	110,000	27,705,000			25,265,806	2,355,194	0		
	1 会 議 費		3,002,000	553,000	52,200	3,502,800			3,362,922	139,878	0		
		1 会 議 費	3,002,000	553,000	52,200	3,502,800			3,362,922	139,878	0		
								報酬	2,019,300				
								報 償 費	18,520				
								旅 費	895,540				
								需 用 費	116,062				
								使 用 料 及 び 賃 借 料	313,500				
	2 事 務 局 費			14,342,000	49,000	136,800	14,254,200			13,849,273	404,927	0	
		1 事 務 局 費		14,342,000	49,000	136,800	14,254,200			13,849,273	404,927	0	
								旅 費	217,428	181,328			
								需 用 費	1,041,000	977,054			
								役 務 費	250,000	209,908			
							委 託 料	175,772	84,000				
							使 用 料 及 び 賃 借 料	240,000	200,760				
							工 事 請 負 費	120,000	84,000				
							備 品 購 入 費	100,000	72,870				
							負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	12,110,000	12,039,353				

3 事業推進費		9,573,000	212,000	79,000	9,864,000			8,053,611	1,810,389	0
	1 事業推進費	9,573,000	212,000	79,000	9,864,000			8,053,611	1,810,389	0
							報償費	195,200		
							需用費	1,218,186		
							役務費	1,070,225		
							委託料	5,570,000		
2 予備費		84,000	0	0	84,000			0	84,000	0
	1 予備費	84,000	0	0	84,000			0	84,000	0
		84,000	0	0	84,000			0	84,000	0
歳出合計		27,085,000	814,000	110,000	27,789,000			25,265,806	2,439,194	0

実質収支に関する調書


区 分	金 額
1 歳 入 総 額	27,704,144 円
2 歳 出 総 額	25,265,806 円
3 歳 入 歳 出 差 引 額	2,438,338 円
4 翌 年 度 繰 越 額	2,438,338 円
5 実 質 収 支 額	0 円

監 査 報 告 書


平成15年度岸本町・溝口町合併協議会歳入歳出決算について決算監査を行い、関係諸帳簿等の書類と照合し、計数の確認を行った結果、計数は正確であり、適正に処理されていること認めます。

平成16年6月8日

岸本町・溝口町合併協議会監査委員

森谷 淳 

岸本町・溝口町合併協議会監査委員

高塚 一男 

協議第 2 号

平成 15 年度 岸本町・溝口町合併協議会事業実績について

このことについて、別紙のとおり提出する。
(別添資料P11～16)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会主要事業実績報告書

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	差引	事業の概要及び結果	決算額の内訳
協議会開催	1,704,300	1,702,968	1,332	合併に関する協議を行うことを目的に開催(会長1名、副会長1名、委員20名、監査委員2名) ・開催回数 13回 (定例会 11回、臨時会 2回:12/22、2/25) 臨時会は、合併まちづくり計画についての検討協議・協議項目調整状況:26 項目中12項目調整完了 協議会開催に要した経費 ・報酬 1,303,800円 ・費用弁償 324,408円 ・消耗品代 44,532円(小委員会分を含む) ・会議湯茶代 30,228円(小委員会分を含む) 計 1,702,968円 実施結果 調整が困難とされている名称、事務所位置、議員定数及び任期については、調整が完了しているが、他の協議項目の調整は1,339件のうち協議会調整完了49%(660件)、事務局調整提出済64%(858件)となっている。 (平成16年4月末現在:協議会調整完了61%、事務局提出済76%)	【会議費】 委員報酬:1,303,800 費用弁償:324,408 消耗品費:44,532 食糧費:30,228 計 1,702,968
小委員会開催	952,000	920,632	31,368	新町名称小委員会開催(委員数6名) 新町名称の選定方法及び名称案の選定について付託され協議を行った。 ・開催回数 9回 小委員会開催に要した経費 ・報酬 270,300円 ・費用弁償 76,380円 計 346,680円 実施結果 住民アンケートにより、新町名称は『 伯耆町 』に内定した。	【会議費】 委員報酬:270,300 委員費用弁償:76,380 計 346,680
				新町事務所位置小委員会開催(委員数6名) 新町の事務所位置、既存庁舎の利用方法及び新庁舎の建設について付託され協議を行った。 ・開催回数 6回 小委員会開催に要した経費 ・報酬 190,800円 ・費用弁償 53,520円 計 244,320円 実施結果 本庁舎は岸本町役場とし、溝口町役場は分庁舎として活用することとした。また、新庁舎建設については、新町において協議することで確認された。	【会議費】 委員報酬:190,800 委員費用弁償:53,520 計 244,320

事業名	予算額	決算額	差引	事業の概要及び結果	決算額の内訳
議員等の定数及び任期小委員会開催(委員数6名)				<p>新町の議会議員の定数及び任期、新町の農業委員会委員の定数及び任期について付託され協議を行った。</p> <p>・開催回数 8回 小委員会開催に要した経費 ・報酬 254,400円 ・費用弁償 75,232円 計 329,632円</p> <p>実施結果 新町の議会議員定数は16名とし、選挙区は設置しない。現在の議員は、平成17年4月30日まで引き続き議会議員として在任する。 新町の農業委員会委員で選挙による委員は20名とし、現在の農業委員会委員で選挙による委員は、平成17年7月19日まで引き続き農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>	<p>【会議費】 委員報酬：254,400 委員費用弁償：75,232 計 329,632</p>
先進合併協議会調査研究事業	784,000	783,155	845	<p>県内先進合併協議会視察 東郷湖周地域合併協議会視察 (平成15年4月11日 事務局6名) 県内先進合併協議会視察に要した経費 ・出張旅費 6,600円 ・消耗品費 3,885円 計 10,485円</p> <p>県外先進地視察 香川県さぬき市(平成15年6月24日) 兵庫県篠山市(平成15年6月25日) 参加者(委員20名 職員5名) 県外先進地視察に要した経費 ・バス借上料 313,500円 ・費用弁償(委員旅費) 366,000円 ・職員旅費(事務局職員旅費) 87,500円 ・消耗品費(お土産) 5,670円 計 772,670円</p>	<p>【事務局費】 出張旅費：6,600 消耗品費：3,885 計 10,485</p> <p>【会議費】 委員視察旅費：366,000 バス借上料：313,500 計 679,500</p> <p>【事務局費】 視察随行：70,000 出張旅費：17,500 消耗品費：5,670 計 93,170</p>
委員・職員研修会開催事業	476,700	445,220	31,480	<p>幹部職員研修会 平成15年4月24日、溝口町で開催。職員60名出席。 講師 東郷湖周地域合併協議会 次長 城平守朗氏 幹部職員研修会に要した経費 ・講師謝礼 3,520円 ・食糧費 2,500円 計 6,020円</p>	<p>【会議費】 講師謝礼：3,520 食糧費：2,500 計 6,020</p>

事業名	予算額	決算額	差引	事業の概要及び結果	決算額の内訳
				合併協議会委員研修会 平成15年5月23日、岸本町で開催。委員22名、職員17名出席。 講師 東郷湖周合併協議会 事務局長 林 昭男氏 合併協議会委員研修会に要した経費 ・ 講師謝礼 15,000円 ・ 食糧費 4,200円 計 19,200円	【会議費】 講師謝礼：15,000 食糧費：4,200 計 19,200
				法制執務職員研修会 平成16年1月16、22、23日に岸本町（1回）溝口町（2回）で開催。職員131名出席。 講師 （株）ぎょうせい 法制ソフト部長 和田勉氏 法制執務職員研修会に要した経費 ・ 研修委託料 420,000円 計 420,000円	【事業推進費】 例規事務事業調査委託： 420,000 計 420,000
広報誌発行 事業	1,113,000	1,079,667	33,333	岸本町と溝口町の町民に、合併協議会での協議状況等を周知する手段として、『岸本町・溝口町合併協議会だより』を毎月1回作成し、全戸配布を行う。 ・ 作成部数・・・4,000部 協議会だより作成に要した経費 ・ 消耗品費（フィルム代等） 2,610円 ・ 協議会広報印刷（協議会だより作成） 1,056,404円 ・ ” （写真現像・プリント代金） 20,653円 計 1,079,667円 実施結果 平成15年4月から平成16年3月まで12号を作成し、全戸配布を行った。	【事務局費】 消耗品費：2,610 計 2,610 【事業推進費】 協議会広報印刷：1,077,057 計 1,077,057
ホームページ 開設事業	0	0	0	岸本町・溝口町合併協議会の協議状況等を広く周知するための手段として、『岸本町・溝口町合併協議会ホームページ』を開設し、更新を行う。 実施結果 平成15年5月20日にホームページを開設し、平成16年3月までに26回更新を行った。 【ホームページ掲載内容】 トップページ（メニュー、新着情報など） 協議会からのお知らせ（スケジュールなど） こんなな会議をしました（協議会、小委員会、まちづくり委員会の会議資料・会議録など） 合併まちづくり計画 協議会広報（協議会だよりをPDFファイルで掲載） 協議会ってこんなところ（合併協議会規約、委員名簿、組織図など） 岸本・溝口あらかると（両町の公共料金等の比較など） リンク集（県内の他合併協議会などのホームページへのリンク集）	

事業名	予算額	決算額	差引	事業の概要及び結果	決算額の内訳
講演会開催 事業	10,500	10,500	0	合併シンポジウム開催 平成15年10月16日に岸本町で開催。参加者約250名 講演『合併を活かした新町のまちづくり』 講師 (株)シーズ総合政策研究所 所長 藤原 洋氏 合併まちづくり委員会の提言発表 講師謝礼及び旅費については、鳥取県市町村合併アドバイザー派遣制度を利用したため、費用負担なし。 合併シンポジウム開催に要した経費 ・食糧費 10,500円 計 10,500円	【会議費】 食糧費：10,500 計 10,500
例規事務委託事業	2,000,000	2,000,000	0	新町の例規調整の支援業務を株式会社ぎょうせいに委託。 例規事務委託事業に要した経費 ・委託料 2,000,000円 計 2,000,000円	【事業推進費】 例規事務事業調査委託： 2,000,000 計 2,000,000
まちづくり 計画策定事業	5,376,500	3,625,355	1,751,145	計画趣旨 岸本町と溝口町は合併を目指し、その基本方針となる新町の建設計画を住民 参画により策定した。 計画内容 両町の現状、合併の必要性と効果、まちづくり計画（計画の位置づけ・基本 方針・施策の大綱・基本フレーム・公共的施設の取扱い・財政計画） 住民参画の方法 住民アンケート調査 対象者：両町の15歳以上（中学生は対象外）の住民を地区別、 年齢別、性別に4,000人を無作為抽出 調査内容：合併後の将来像・まちづくり重要施策・合併の効果・ 合併の不安 合併まちづくり委員会 趣 旨：まちづくり計画を策定するにあたり、住民の意見を求める ため委員会を開催した。 参加者：両町住民47名 （まちづくりに情熱や興味を持つ20歳以上の住民を公募開催） 内 容：町内視察1回 分野ごとに5部会を設置 ワークショップ方式での意見集約を行った。	【会議費】 消耗品費：10,683 食糧費：13,419 計 24,102 【事務局費】 消耗品費：62,003 計 62,003 【事業推進費】 通信費：389,250 新町建設計画策定：3,150,000 計 3,539,250

事業名	予算額	決算額	差引	事業の概要及び結果	決算額の内訳
				<p>業務委託 名：岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定支援業務 委託先：株式会社シーズ総合政策研究所（松江市） 委託内容：住民アンケート調査のアドバイス ワークショップ運営支援 計画策定の補助・アドバイス 名：岸本町・溝口町合併新町地域整備方針図作成業務 委託先：株式会社シーズ総合政策研究所（松江市） 委託内容：地域整備方針図の作成</p> <p>年度末における進捗状況と今後のスケジュール 住民説明会にむけた原案が概ね了承された。 （住民説明会での意見を踏まえ、6月以降の協議会で提案、協議を行う。）</p> <p>業務委託に要した経費 ・合併まちづくり計画策定支援業務 2,625,000円 ・合併新町地域整備方針図作成業務 525,000円 ・まちづくり委員会消耗品費 72,686円 ・まちづくり委員会食糧費（茶代） 13,419円 ・アンケート郵送料 389,250円 計 3,625,355円</p>	

事業名	予算額	決算額	差引	事業の概要及び結果	決算額の内訳
新町名称関係事業	1,060,000	1,017,304	42,696	<p>新町名称小委員会及び協議会決定に基づき、新町名称決定に必要な事業を実施 新町名称決定までの流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称募集:公募 ・第1次絞込:小委員会委員の無記名投票により22点に絞込 ・第2次絞込:協議会委員の無記名投票により5点に絞込 ・最終決定:住民アンケート(中学3年生以上の全住民)実施 <p>新町名称決定に要した主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町名称住民アンケート用紙印刷代 52,500円 ・新町名称名付親賃(レリーフ)購入費 222,800円(伯耆町応募者数69人) ・消耗品代(封筒、宛名シール等) 61,029円 ・アンケート等郵送・返送料 680,975円 <p>計 1,017,304円</p> <p>実施結果 住民アンケートで最多支持の『伯耆町』に決定</p>	<p>【事業推進費】 新町名称入選賞品：195,200 講演会等消耗品：141,129 通信費：680,975 計 1,017,304</p>
事務局関係業務	14,228,000	13,681,005	546,995	<p>合併協議に必要な事務を行った。</p> <p>主な事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会資料作成(13回開催) ・正副会長会資料作成(16回開催) ・幹事会資料作成(32回開催) ・専門部会資料作成(2回開催) ・県、溝口町、岸本町間の連絡及び調整事務 ・その他合併に必要な事務 <p>要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張旅費 87,228円 ・消耗品費 873,001円 ・燃料費 29,885円 ・通信費 209,908円 ・管内図作成委託料 84,000円 ・事務機器リース料 200,760円 ・電気・電話配線工事 84,000円 ・事務機器等購入費 72,870円 ・県職員派遣負担金 8,441,232円 ・嘱託職員負担金 3,598,121円 <p>計 13,681,005円</p>	<p>【事務局費】 出張旅費：87,228 消耗品費：873,001 燃料費：29,885 通信費：209,908 管内図作成委託料：84,000 事務機器リース料：200,760 電気・電話配線工事：84,000 事務機器等購入費：72,870 県職員派遣負担金：8,441,232 嘱託職員負担金：3,598,121 計 13,681,005</p>
合計	27,705,000	25,265,806	2,439,194		

協議第3号

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)

平成16年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,379千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別紙「平成16年度岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)」による。

平成16年6月30日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会補正予算(第1号)

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明	
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節		
						区 分		金額
1	負担金		4,940		4,940			
	1	負担金	4,940		4,940			
		1	負担金		4,940			
2	繰越金		2,350	88	2,438			
	1	繰越金	2,350	88	2,438			
		1	繰越金		2,438	1 前年度繰越金	88 前年度繰越金 88	
3	諸収入		1		1			
	1	諸収入	1		1			
		1	諸収入		1			
計			7,291	88	7,379			

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	予 算 現 額				説 明	
			補正前 予算額	補 正 予算額	計	節		
						区 分		金額
1	事業運営費		7,236		7,236			
	1	会議費	1,828		1,828			
		1	会議費		1,828			
	2	事務局費	1,319		1,319			
		1	事務局費		1,319			
	3	事業推進費	4,089		4,089			
		1	事業推進費		4,089			
2	予備費		55	88	143			
	1	予備費	55	88	143			
		1	予備費		143	1 予備費	88 予備費 88	
計			7,291	88	7,379			

協議第 4 号

協議項目 12 一般職の職員の身分の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 12 一般職の職員の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 岸本町及び溝口町の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び任用については、合併時に一元化を図るものとする。
- 4 給料及び諸手当については、合併時に一元化を図るものとする。
- 5 職員の任免、給与その他の身分に関することについては、公正に取り扱うものとし、その細目は 2 町の長が別に協議して定めるものとする。

(第 18 回会議別添資料 P1～3)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 5 号

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 可燃ゴミ収集用ゴミ袋販売については、合併後に一元化するものとする。
(第 18 回会議別添資料 P4)
- 2 不燃ゴミ収集用ゴミ袋販売については、合併後に岸本町の例により定めるものとする。
(第 18 回会議別添資料 P4)
- 3 一般廃棄物収集運搬業許可手数料及び浄化槽清掃業許可手数料については、合併時に一元化するものとする。
(第 18 回会議別添資料 P5)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 6 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 集落への交付金については、合併時に次のとおり調整するものとする。
交付総額は、1 世帯当たり年額 3,650 円に世帯数を乗じた額を上限とする。
各区（集落）への交付金基準は、両町の現在の基準による。
将来的には区の定義を含め、統一した交付基準を設ける。
(第 18 回会議別添資料 P6、8)
- 2 地域自治活動交付金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。
(第 18 回会議別添資料 P6)
- 3 消防施設整備補助金については、合併時に一元化するものとし、合併後 3 年以内に見直しを行うものとする。
(第 18 回会議別添資料 P6、7)
- 4 土木建設関係補助金については、いずれか一方の町にのみある制度については原則として新町に引き継ぐものとし、両町に同様な制度がある場合は住民に有利な方を新町に引き継ぐものとする。ただし、町道橋改良事業補助金は廃止するものとする。
(第 18 回会議別添資料 P9～11)
- 5 同和関係推進協議会補助金については、組織の調整終了後に補助額を定めるものとする。
(第 18 回会議別添資料 P12)
- 6 生ゴミ処理機購入補助金については、合併後に岸本町の例をもとに新たに定めるものとする。生ゴミ処理槽配布事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成 17 年度に補助要綱を定めるものとする。
(第 18 回会議別添資料 P13)
- 7 チャイルドシートに関する事業については、溝口町の例によるものとし、合併後 3 年を目途に新たに定めるものとする。
(第 18 回会議別添資料 P13)
- 8 大山ペンション村祭補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後 3 年以内に算定方法の見直しを行うものとする。
(第 18 回会議別添資料 P14)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 7 号

協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 岸本町水道事業運営審議会については、合併時に廃止し、新たな諮問機関を設置するものとする。

(第18回会議別添資料P15)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 8 号

協議項目 25 - 1 各種事務事業の取り扱い（財政事務）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 1 各種事務事業の取り扱い（財政事務）については、次のとおりとする。

- 1 基金に関することについては、合併時の基金残額を新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P16、17)
- 2 地方債借入先現在高については、合併時の借入額を新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P16、18)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 9 号

協議項目 25 - 2 各種事務事業の取り扱い（消防防災関係事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 2 各種事務事業の取り扱い（消防防災関係事業）については、次のとおりとする。

- 1 防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後 1 年以内に一元化のための移行計画を策定するものとする。
(第 18 回会議別添資料 P19、21～23)
- 2 自主防災組織については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第 18 回会議別添資料 P19)
- 3 地域防災計画については、合併後に早急に計画を策定するものとする。ただし、合併時の暫定措置として、次の点は一元化するものとする。
 - 職員の参集基準・体制は溝口町の例による。
 - 対策本部設置基準は溝口町の例による。
 - 避難所は現行のとおりとする。
 - 関係機関の協力体制は新町の郡の所属により対応する。(第 18 回会議別添資料 P20)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 10 号

協議項目 25 - 3 各種事務事業の取り扱い（公共交通事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 3 各種事務事業の取り扱い（公共交通事業）については、次のとおりとする。

1 過疎バス路線維持対策事業については、当面現行のとおりとし、合併後に循環バスの導入と併せて検討するものとする。

(第18回会議別添資料P24)

2 マイクロバス管理事業については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

(第18回会議別添資料P24)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 11 号

協議項目 25 - 8 各種事務事業の取り扱い（情報通信事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 8 各種事務事業の取り扱い（情報通信事業）については、次のとおりとする。

- 1 ケーブルテレビ事業については、当面は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P25～27)
- 2 ケーブルテレビ使用料及び徴収事務については、現行の制度をもとに次のとおり定めるものとする。

全期全納報奨金は合併時に廃止する。

徴収手数料については当面現行のとおりとし、合併後に廃止を検討する。

使用料の徴収は、2か月に1回の徴収とする。ただし、住民の負担が集中しないよう町税及び公共料金の徴収時期と調整を図る。

使用料(利用料)に差があるため岸本町エリアについては、多チャンネル加入世帯1世帯当り月1,000円を5年間補助しながら、合併後5年を目途に統一を図る。

(第18回会議別添資料P25～27)

平成16年6月30日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 12 号

協議項目 25 - 14 各種事務事業の取り扱い（医療費助成）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 14 各種事務事業の取り扱い（医療費助成）については、次のとおりとする。

- 1 特別医療費助成については、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P28、29)
- 2 町独自の医療費助成については、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P28、30)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 13 号

協議項目 25 - 17 各種事務事業の取り扱い（老人保健事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 17 各種事務事業の取り扱い（老人保健事業）については、次のとおりとする。

- 1 健康診査（基本健診）については、合併時に一元化するものとする。
（第18回会議別添資料P31,32）
- 2 がん検診については、合併時に一元化するものとする。
（第18回会議別添資料P31,32）
- 3 人間ドック検診については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
（第18回会議別添資料P31）

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 14 号

協議項目 25 - 18 各種事務事業の取り扱い（高齢者福祉事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 18 各種事務事業の取り扱い（高齢者福祉事業）については、次のとおりとする。

- 1 高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、溝口町の例によるものとする。
(第18回会議別添資料P33)
- 2 在宅介護の相談及び支援に関することについては、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P33)
- 3 在宅軽度生活支援事業については、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P34)
- 4 生きがい・健康維持のための通所サービスについては、合併時に岸本町の例をもとに一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P34)
- 5 痴呆介護教室については、岸本町の例によるものとする。
(第18回会議別添資料P35)
- 6 高齢者緊急通報体制整備事業については、合併後3年程度で一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P35)
- 7 高齢者移送サービス・通院助成等事業については、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P35、36)
- 8 敬老会・金婚式・高齢者贈り物については、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P37、38)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 15 号

協議項目 25 - 21 各種事務事業の取り扱い（障害者福祉事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 21 各種事務事業の取り扱い（障害者福祉事業）については、次のとおりとする。

- 1 岸本町作業所運営費補助事業については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P39、40)
- 2 おしどり作業所運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P39、41、42)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 16 号

協議項目 25 - 23 各種事務事業の取り扱い（社会福祉協議会）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 23 各種事務事業の取り扱い（社会福祉協議会）については、次のとおりとする。

- 1 社会福祉協議会運営事業については、合併時に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P43、44)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 17 号

協議項目 25 - 24 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 24 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）については、次のとおりとする。

- 1 廃棄物減量等対策推進委員会については、合併後に岸本町の例により新たに定めるものとする。
(第18回会議別添資料P45、46)
- 2 分別収集については、合併後に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P45、47、48)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 18 号

協議項目 25 - 29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 水道料金取扱手数料については、当面は現行のとおりとし、合併後早い時期に廃止を検討するものとする。

（第 18 回会議別添資料 P49）

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 19 号

協議項目 25 - 30 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 30 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 下水道使用料取扱手数料については、当面現行のとおりとし合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

（第18回会議別添資料P50）

本調整は、合併の時期が年度中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 20 号

協議項目 25 - 34 各種事務事業の取り扱い（観光事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 34 各種事務事業の取り扱い（観光事業）については、次のとおりとする。

- 1 キャンペーン・ディア・マスマイズ事業については、溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P51)
- 2 大山ガーデンプレイス管理運営については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P51)
- 3 索道事業については、溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。
(第18回会議別添資料P52)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 21 号

協議項目 25 - 42 各種事務事業の取り扱い（その他）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 42 各種事務事業の取り扱い（その他）については、次のとおりとする。

- 1 戦没者慰霊祭については、合同で実施するものとし、合併後に一元化するものとする。
(第18回会議別添資料P53)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 1 号

協議項目 2 合併の期日について（再提案）

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町が合併する場合の期日は、平成 17 年 1 月 1 日とする。

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 2 号

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおりとする。

1 公民館使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に一元化に努めるものとする。

(別添資料P7、8)

2 総合スポーツ公園使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(別添資料P7、9)

3 体育施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、使用時間の単位については、合併時に溝口町の例により一元化するものとし、使用料単価については、合併後に一元化に努めるものとする。

(別添資料P10、11)

4 学校施設使用料については、溝口町の例によるものとする。

(別添資料P20)

5 水道給水装置設計審査及び同工事検査手数料については、合併時に溝口町の例により新たに定めるものとする。

(別添資料P12)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第3号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

1 教育委員会関係の補助金については、次の方針によるものとする。

どちらか一方の町にのみある各種団体の補助金については、当面は現行のとおりとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行うものとする。

両町にある同様な目的を持つ団体への補助金については、合併時に組織が統合された場合は新たに算定するものとし、統合されない場合は合併後1年間に限り現行のとおり行うものとする。

イベント関係の補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法を見直すものとする。

学校関係補助金及び上記 のいずれの方針にもよりがたい場合は、個々に調整するものとする。

(別添資料P13～19)

平成16年6月30日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 4 号

協議項目 25 - 31 各種事務事業の取り扱い(土木事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 31 各種事務事業の取り扱い(土木事業)については、次のとおりとする。

- 1 町道管理事業については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
(別添資料P20)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 5 号

協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い（学校教育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い（学校教育事業）については、次のとおりとする。

- 1 寄宿舍運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P21)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 6 号

協議項目 25 - 38 各種事務事業の取り扱い（学校給食事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 38 各種事務事業の取り扱い（学校給食事業）については、次のとおりとする。

- 1 学校給食に関することについては、合併後に一元化するものとする。ただし、給食の実施回数、給食の最終日及び給食費は合併時に一元化するものとし、給食センターに関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P 22)
- 2 給食センターの管理運営に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後の早い時期に一元化するものとする。
(別添資料P 22、23)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第7号

協議項目 25 - 39 各種事務事業の取り扱い（社会教育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 39 各種事務事業の取り扱い（社会教育事業）については、次のとおりとする。

- 1 社会教育事業については、次の方針により合併時に一元化するものとする。
両町ともに同じ事業及びどちらか一方の町のみ事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、実施方法については合併後に検討する。
両町ともに同様の趣旨の事業を行っており内容が異なるものについては、合併に当って一元化するものとし、実施方法はどちらかの町の例によるか新たに定めるものとする。
上記の調整方針によりがたい事業については、個々に調整するものとする。
(別添資料P24～28)
- 2 公民館管理事業に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P24)

平成16年6月30日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 8 号

協議項目 25 - 41 各種事務事業の取り扱い（文化振興事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 41 各種事務事業の取り扱い（文化振興事業）については、次のとおりとする。

- 1 岸本町立写真美術館管理運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P 29～34)
- 2 ふるさと創生事業については、新町に引き継ぐものとし、合併後に実施方法を検討するものとする。
(別添資料P 29)

平成 16 年 6 月 30 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝